

災害時支援協力団体登録制度実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、宮城県内で災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、宮城県及び宮城県内の市町村とともに避難者支援活動を実施することができる団体を「避難者支援センター団体登録名簿」（以下「名簿」という。）に登録することにより、円滑で迅速な支援の実施を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2 「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

2 「避難者支援活動」とは、災害発生時において、避難者の安全と健康を守るためにを行う生活物資等の提供、専門知識や能力を活かした人的支援その他の支援活動をいう。

3 「避難者支援センター団体」とは、宮城県内で災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、宮城県及び宮城県内の市町村とともに避難者支援活動を実施しようとする団体で、この要綱に基づき登録された団体をいう。

(登録)

第3 避難者支援センター団体として登録を希望する団体は、この要綱の全ての規定に同意することを条件に、宮城県に対して登録の申請を行うものとする。

2 宮城県は、前項の申請内容を審査し、支援内容が災害発生時の避難者支援に資するものであると認めた場合は、申請のあった団体を避難者支援センター団体として登録し、宮城県内の市町村と情報共有するものとする。

3 避難者支援センター団体は、登録内容に変更が生じた場合、速やかに宮城県に届け出るものとする。

(協力の要請)

第4 避難者支援センター団体の支援が必要であると判断した宮城県又は宮城県内の市町村（以下「要請者」という。）は、当該団体に対して直接支援の実施を要請するものとする。

2 前項の要請を受けた避難者支援センター団体（以下「受諾者」という。）は、可能な限り避難者支援活動を実施するものとする。

(費用の負担)

第5 前条の規定による避難者支援活動に必要な費用は、原則として、要請者が負担するものとする。ただし、受諾者がその意思に基づき無償で支援を実施する場合は、この限りでない。

2 前項の規定により負担する額及び支払方法については、要請者と受諾者との間で協議の上、決めるものとする。

(実施の報告)

第6 受諾者は、避難者支援活動を実施した場合は、その内容について速やかに宮城県に報告するものとする。

（協議）

第7 避難者支援活動の実施に当たり、この要綱に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、要請者と受諾者との間で協議して決めるものとする。

（損害補償）

第8 受諾者の避難者支援活動により発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）の必要経費については、受諾者が負担するものとする。ただし、要請者の責めに帰すべき理由により損害が生じたときの必要経費は、要請者が負担するものとし、その額は要請者と受諾者が協議して決めるものとする。

（防災体制の構築）

第9 避難者支援センター団体は、避難者支援活動に備えるため、平時から業務継続計画等の防災計画を策定するとともに、研修や訓練等を通じて防災体制の構築及び強化に努めるものとする。

（業務における暴力団排除）

第10 避難者支援センター団体は、第4の規定による避難者支援活動の実施に関し、暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号。以下「条例」という。）第2条第4項で定める暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）を使用してはならない。

2 避難者支援センター団体は、第4の規定による避難者支援活動の実施に関し、暴力団員等に対し、条例第16条に掲げる行為をしてはならない。

（有効期間）

第11 本協定に基づく登録の有効期間は、登録の日から登録の日の属する年度の翌年度の6月末日までとする。ただし、避難者支援センター団体から登録更新の意思表示があった場合は、さらに1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

（登録の抹消）

第12 避難者支援センター団体において本協定の規定に反する事実が認められた場合、若しくは避難者支援センター団体としての登録を継続すべきでないと宮城県が認めた場合は、登録を抹消するものとする。

（その他）

第13 この要綱に定めるもののほか、登録事務等に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年2月1日から施行する。